

「新型コロナウイルス感染症」に伴う「ひめっこ共済」の対応について

当所の生命共済制度「ひめっこ共済」にご加入のお客様が新型コロナウイルス感染症に罹患された場合、次のとおりお取り扱いすることになりましたので、お知らせします。

ひめっこ共済（生命共済制度）

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型）+姫路商工会議所独自の給付制度（見舞金、祝金制度）

1. 死亡・高度障害 保険金

責任開始期（共済加入日）以後、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡された場合、普通死亡保険金に加え、災害保険金のお支払い対象となります。また、高度障害状態に該当した場合もお支払い対象となります。※新型コロナウイルス感染症に関する法令が改正された場合、お支払いの対象外となる可能性があります。

時効：保険金の請求権は、その権利を行使することができる時から3年間請求がないときは時効により消滅します。

保険金		加入口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
新型コロナウイルスによる場合	死亡保険金		250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	1,900	1,950	2,000
	+ 災害保険金		万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
病気による場合	死亡保険金		50	100	150	200	250	300	350	400	450	500
			万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円

2. 病気入院見舞金（当所独自給付金）

新型コロナウイルス感染症は、「疾病」に該当しますので、治療を目的とした入院は入院給付金のお支払い対象となります。また、医療機関の事情等により、ご自宅またはその他の病院等と同等とみなされる施設（ホテル等の滞在型施設）で治療を受けられた場合も、その治療期間に関する医師や保健所等の証明書等のご提出で、お支払い対象となります。

※ご請求時に、生命共済制度加入1年以上の継続加入者が対象です。

給付内容	加入口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
病気入院見舞金 (5日以上、同一の病気・治療は 保険期間中に1回)		5,000	一律 10,000			一律 20,000			一律 30,000		
		円	円			円			円		

見舞金請求書

<https://www.himeji-cci.or.jp/kyosai/pdf/mimaikin.pdf>

見舞金請求書（記入例）

https://www.himeji-cci.or.jp/kyosai/pdf/mimaikin_kinyurei.pdf

お問い合わせ

姫路商工会議所 総務部

TEL : 079-223-6552 FAX : 079-288-0047 平日（月～金） 9:00～17:00

定期保険（団体型）引受保険会社

アクサ生命保険株式会社 〒108-8020 東京都港区白金 1-17-3

TEL : 03-6737-7777（代表）

[取扱店]

アクサ生命保険株式会社 姫路営業所

〒670-0932 姫路市下寺町 43 姫路商工会議所新館 4階

TEL : 079-282-7738